

法務省所管法人の見直し当初案整理表等

- 日本司法支援センター

見直し当初案整理表 P. 1

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ... P. 13

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ P. 17

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		日本司法支援センター			府省名	法務省	
沿革		平成18年4月 日本司法支援センター					
中期目標期間		第2期：平成22年4月～平成26年3月（26年見直し）			第3期：平成26年4月～		
役員数及び職員数 (平成25年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		7人（2人）	2人（人）	5人（2人）	947人		777人
年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	26,203	31,090	31,347	29,795	28,314	30,851
	特別会計				2,052	208	913
	計	26,203	31,090	31,347	31,847	28,522	31,764
	うち運営費交付金	10,407	15,542	16,554	16,402	12,836	15,684
	うち施設整備費等補助金						
	うちその他の補助金等	15,796	15,548	14,793	15,445	15,686	16,080
	うち政府出資金						
支出予算額の推移 (単位：百万円)		38,310	42,882	43,759	43,705	42,885	43,417
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		1,281	△39	△13	△18		
発生要因		ファイナンス・リース取引及び資産除去債務に関する会計処理					
見直し内容		①ファイナンス・リース取引及び②資産除去債務に関し、損益計算上の費用計上基準時と現実に現金が支出される時点とのずれによって、一般的に中期目標期間最終年度以外の年度において損失が計上されるものである。①ファイナンス・リース取引期間及び②資産除去債務が現実化するまでの期間それぞれのトータルにおいて、損益は中立となる。独立行政法人会計基準の下において必然的に生じる損失又は利益であり、業務の見直しを要するものではない。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		0	818	3,308	5,191		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		12,618	15,020	14,684	14,118	(見込み) 14,078	(見込み) 14,771
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		なし（算定困難）					

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 24 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 中期目標期間中、「一般管理費の合理化等に関する事項」については、毎年度総括評価は「A」であった。・ 一般管理費（人件費及び公租公課を除く）については、平成 24 年において 13.5%（309 百万円）の削減をした。 人件費については、年齢勘案のラスパイレス指数につき、81.0（平成 22 年度）、82.9（平成 23 年度）、81.6（平成 24 年度）と適正な数値を維持している。
---	--

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本司法支援センター			府省名	法務省	
事務及び事業名	情報提供					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	弁護士、隣接法律専門職者、ADR 機関等に関する情報等を収集・整理し、提供する。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円) ※経費及び人員は右の内数である。		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	42,882	43,759	43,705	42,885	43,417
	国からの財政支出額	31,090	31,347	31,847	28,522	31,764
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	790 人	897 人	918 人	943 人	-
	非常勤	575 人	687 人	763 人	784 人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	引き続き自主運営としたコールセンターの利用促進を図る。コールセンターの運営に当たっては、質の高いサービスの維持、向上に努め、併せて、運営経費の経済効率を図る指標を定立するなどして効率的運用に努める。					
上記措置を講ずる理由	<p>コールセンターを業務委託から自主運営とすることにより一定の経済効率化が図られたところ、今後は、質の高いサービスの維持、向上に努めるとともに、指標を定立するなどして、より分析的に経済効率化に努める必要がある。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度に関する情報、相談機関・団体等に関する情報を始めとする法的紛争解決に必要な情報が提供されないことにより、早期に紛争を法的に解決する機会を失い、紛争を解決するための社会的コストが増大する。また、情報不足により紛争そのものを法的に解決する機会が失われ、いわゆる泣き寝入りの状態になり、国民の正当な権利・利益の保護が図られなくなる。 ・ 情報を集約・整理して無料で提供することは、利潤を求める必要がある民間では実施不可能である。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>同種事業を実施している他の法人がない。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし (算定困難)					

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省		
事務及び事業名	民事法律扶助（震災法律援助を含む。）					
事務及び事業の概要 （主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付）	国民等が民事裁判等手続を容易に利用できるよう、次の援助を行う。 ・民事裁判等手続における弁護士等費用の立替え等、裁判所等提出書類作成費用の立替え等、無料法律相談					
事務及び事業に係る予算額 （単位：百万円） ※経費及び人員は右の内数である。		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	42,882	43,759	43,705	42,885	43,417
	国からの財政支出額	31,090	31,347	31,847	28,522	31,764
事務及び事業に係る職員数 （各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）	常勤	790人	897人	918人	943人	-
	非常勤	575人	687人	763人	784人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>① 利用者の立場に立った運用を行い、扶助等の利用を促進する。</p> <p>② 法的問題を抱える東日本大震災被災者について、震災法律援助の利用を促進するなど、的確に援助を進める。</p> <p>③ 事務手続の平準化及び合理化により効率的な運営を行う。</p> <p>④ 債権管理システムを活用し、より効果的・効率的な債権管理及び回収に努める。</p> <p>⑤ 報酬体系について、多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>① 引き続き、利用しやすい制度運用に努め、扶助等の利用を促進し、司法へのアクセス障害を解消する必要がある。</p> <p>② いまだ途上にある復興・復旧を推し進めるためにも、引き続き、被災者の法的ニーズを的確にくみ上げ、それに応えた法的援助を進める必要があり、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律により、支援センターは、震災法律援助事業を行うこととされている。</p> <p>③ 援助審査における書面審査の活用等事務手続の簡素・合理化を図る取組を講じてきたが、これを更に推進する必要がある。</p> <p>④ 平成24年度に導入された債権管理システムにより、債権管理の運用態勢が改善されたことから、今後は、それにより得られたデータ等を生かした効果的・効率的な債権管理及び回収を図る必要がある。</p> <p>⑤ より公正な報酬体系の構築に向けて、不断の検討を行う必要がある。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資力の乏しい国民等にとって、裁判を受ける権利（憲法第32条）が保障されなくなるおそれが生ずる。 ・資力の乏しい国民等に対して弁護士等費用の立替え等を行うことは、営利を目的とする民間事業者では 					

	実施不可能である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 同種事業を実施している他の法人がない。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし (算定困難)

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省		
事務及び事業名	国選弁護士確保					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	支援センターの契約弁護士を国選弁護士等の候補に指名して裁判所等に通知し、国選弁護士等に選任された弁護士にその事務を行わせる。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円) ※経費及び人員は右の内数である。		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	42,882	43,759	43,705	42,885	43,417
	国からの財政支出額	31,090	31,347	31,847	28,522	31,764
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	790人	897人	918人	943人	-
	非常勤	575人	687人	763人	784人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 事務手続の合理化により効率的な運営を行い、引き続き、国選弁護士等の迅速・確実な選任態勢を確保するなど事業の適正な実施に努める。</p> <p>② 報酬体系について、多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>① 国選弁護士等の迅速・確実な選任態勢を確保するという事業の趣旨から、引き続き、事務手続の簡素・合理化により事務の効率化を図り、適正な運用がなされる必要がある。</p> <p>② より公正な報酬体系の構築に向けて、不断の検討を行う必要がある。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法で保障された弁護士を依頼する権利が奪われることとなる(憲法第37条)。 ・法律により支援センターが行うこととされている。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>同種事業を実施している他の法人がない。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし(算定困難)					

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省		
事務及び事業名	司法過疎対策					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	司法過疎地域において、依頼に応じ、相当の対価を得て、支援センターの契約弁護士等に法律事務を行わせる。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円) ※経費及び人員は右の内数である。		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	42,882	43,759	43,705	42,885	43,417
	国からの財政支出額	31,090	31,347	31,847	28,522	31,764
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	790人	897人	918人	943人	-
	非常勤	575人	687人	763人	784人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	日本各地に点在する弁護士不在による法的アクセス障害を解消するため、日本弁護士連合会とも連携しながら、司法過疎地域事務所の設置基準についての検討や支援センターのインフラの活用等の検討を行い、効率的な支援体制の整備を行う。					
上記措置を講ずる理由	<p>弁護士等が近くにいないことによる司法へのアクセス障害を解消し、司法過疎地域における権利の実現を図る。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法過疎地域における法的紛争の解決に支障が生じる。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>司法過疎地域の解消を目的とする事業であり、日本弁護士連合会が行っている司法過疎対策においてもなお対応できない地域に事務所を設置しているため、日本弁護士連合会への移管・一体的実施は困難である。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし(算定困難)					

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省		
事務及び事業名	犯罪被害者支援					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者の援助に関する情報を収集・整理し、提供する。 ・ 支援センターの国選被害者参加弁護士契約弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知し、国選被害者参加弁護士に選定された弁護士にその事務を行わせる。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円) ※経費及び人員は右の内数である。		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	42,882	43,759	43,705	42,885	43,417
	国からの財政支出額	31,090	31,347	31,847	28,522	31,764
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	790人	897人	918人	943人	-
	非常勤	575人	687人	763人	784人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>既存の犯罪被害者に対する情報提供、被害者国選関連業務に加え、今後予定されている新規業務である被害者参加人に対する旅費等の支給業務等に的確に対応するため、適正かつ効率的な態勢整備を行い、また、被害者支援団体等との連携を深め、効果的な支援を実施する。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>今後、被害者参加人に対する旅費等の支給業務等が新たな業務として加わることから、これら業務を適正・的確に実施する必要がある。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の援助に関する情報が提供されないこととなり、また、国選被害者参加弁護士の選定ができなくなる。 ・ 情報を集約・整理して無料で提供することは、利潤を求める民間では実施不可能である。 ・ 被害者参加弁護士の選定に関する業務は法律により支援センターが行うこととされている。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種事業を実施している他の法人がない。 ・ 犯罪被害者支援業務は、仮に当法人で行っている情報提供業務と統合した場合には、犯罪被害者支援の知識や経験を持つ担当者が行う犯罪被害者の心情に配慮した情報提供サービスの質の低下が見込まれることから、当該措置を講ずることは困難である。 					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし(算定困難)					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>総合法律支援法(平 16 法律第 74 号)に基づき、平成 18 年に設立された法人であり、法による紛争解決に必要な情報やサービスの需要は依然として高いことから、引き続き現行の法人形態で運営を続ける。</p>	<p>支部、出張所の配置については、引き続き取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その配置が適正なものであるか不断の検討を行い、必要な見直しを行う。</p>	<p>既存業務及び新規業務の追加による業務量の変動についての的確な把握を行うとともに、業務の平準化等、事務手続の合理化の推進結果を踏まえ、真に必要な職員の配置を行う。</p>	<p>平成 18 年設立当初から、措置済み。</p>
上記措置を講ずる理由	—	<p>支部、出張所の配置について、適正であるかの検討を行い、必要な見直しを行うことにより、効率的な業務運営を目指す。</p>	<p>適切な事務処理を行うのに真に必要な職員数を検証することで、職員配置の適正化を図る。</p>	—

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	常勤弁護士の適正な配置			
<p align="center">組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>あまねく全国における司法ソーシャルワークを含む法的サービスの適切な提供、及び大規模災害等の緊急時の機動的な法的サービスの提供等に対応するため、常勤弁護士の質と量を充実させた体制の整備を行う。</p> <p>※司法ソーシャルワークとは、高齢者・障害者等に対する福祉機関等と連携して行う手厚い援助のこと。</p>			
<p align="center">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国民の権利実現のためには、あまねく全国において、法的サービスを提供する必要がある。また、不測の大規模災害時に発生する様々な法的問題に機動的に対応するためには、十分な組織的な体制整備が必要である。</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>本部においては、迅速かつ的確な意思決定を行うための態勢の充実・強化に努め、地方事務所においては、利用者に全国均一のサービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう、態勢の構築に努める。</p>	<p>従来随意契約としてきた契約についても、一般競争入札等（競争入札や企画競争入札及び公募）が可能なものについては、一般競争入札等によることとするなどして随意契約の適正化を推進する。</p>	<p>人件費については、年齢勘案のラスパイレス指数につき、81.0（平成22年度）、82.9（平成23年度）、81.6（平成24年度）と適正な数値を維持している。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>あまねく全国において、法的サービス等を受けられる社会の実現を目指すことを基本理念とする、極めて公共性・公益性の高い組織であることから、内部統制を強化し、全国均一のサービスを迅速かつ的確に実施する必要がある。</p>	<p>引き続き、随意契約を含む契約の不断の見直しを行うことにより、経費の効率的な執行に努める。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>支援センターの果たす公的な役割を広く理解してもらうことで、寄附金の受入れの増進に努める。</p>	<p>情報提供業務について、運営コストの比較を行い、業務委託から自主運営としたことから、自主運営の効果を最大限生かした運営を行うよう努める。</p>		
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>法人の認知度は42.4%（平成24年12月調査）であるが、「その業務内容まで知っている」及び「実際に利用したことがある」という回答の割合は6.0%と低いため、効果的な広報活動を行い、支援センターが公共性の高い業務を担っていることの周知を徹底し、寄附金の増加を図る。</p>	<p>自主運営を行うことによって、コールセンター運営のノウハウの蓄積が可能となり、質の高いサービスを、より効率的・継続的に実施することが可能となっていることから、経費の適正な執行及び提供するサービスの質の向上や持続可能性を総合的に判断し、今後も適正な業務の実施に努める。</p>		

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

法務省所管(1法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	日本司法支援センター (21)	<ul style="list-style-type: none"> ● 民事裁判費用等の立替金に係る債権管理・回収計画の策定, 効果的な償還促進方策の実施 	<p>②</p> <p>債権管理・回収計画については, 毎年度, 本部が作成した基本的かつ統一的な骨子を基に, 各地方事務所において, 地域の実情等を反映して策定し, 取り組んでいる。</p> <p>平成 24 年度から新たな債権管理システムを稼働させたことにより, 援助開始年度別や被援助者の属性別(年齢・性別等)に, 償還実績, 償還残高, 免除実績, 本来償還されるべき金額に対する償還額の割合等を把握することができるようになり, 個別の債権の属性に応じた督促等の債権管理が可能になった。</p> <p>援助開始時の説明については, 「返済のしおり」の内容を修正するなど, 更に徹底している。</p> <p>平成 24 年度の自宅訪問については, 対象者を東京近県から全国に拡大し, 合計約 1,000 件実施することができた。</p> <p>平成 24 年から, 償還に係る事務を専門に行う民事法律扶助第二課を組織し, 支払督促申立て等の督促の強化及び償還の見込みのない債権の整理を積極的に進めている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 司法過疎地域事務所の適切な設置, 効率的な業務運営 	<p>②</p> <p>検討に当たっては事件数や弁護士数など様々な情報を収集し, 常勤弁護士の適正な採用及び配置について日本弁護士連合会と協議を重ねるなどし, 配置の必要性について検討している。</p> <p>司法過疎状態の状況確認を行った上, 平成 24 年 6 月には八雲地域事務所を設置し, 平成 25 年 8 月には徳之島地域事</p>

			<p>務所を設置した。</p> <p>また、日本弁護士連合会からの資金援助によるひまわり公設基金事務所の開設や、各地の弁護士連合会、弁護士会による弁護士の赴任・定着支援の取組とも連携し、実質的ゼロワン地域を始めとする司法過疎問題の検討を行っている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 司法過疎地域における法律サービスの提供を充実されるための工夫 	<p>②</p> <p>これまで、常勤弁護士の必要な地域に順次常勤弁護士の配置又は増員を行っており、平成24年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計86か所である。また、平成24年度に新たに八雲地域事務所を設置し、平成25年度には新たに徳之島地域事務所を設置した。</p> <p>なお、民事法律扶助の担い手となる弁護士が少ない地域においては、今後も引き続き常勤弁護士の増員及び巡回数の充実を図っていく。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 真に必要な常勤弁護士数についての厳格な検証，地方事務所への常勤弁護士の適正配置 	<p>②</p> <p>検討に当たっては事件数や弁護士数など様々な情報を収集し、常勤弁護士の適正な採用及び配置について日本弁護士連合会と協議を重ねるなどし、配置の必要性について検討している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 業務量，体制及び費用対効果を踏まえた，支部・出張所の廃止を含めた見直し 	<p>②</p> <p>既存支部，出張所の見直しについては，平成22年9月に渋谷出張所を廃止して以降，閉鎖等を行われていないが，今後も引き続き取扱件数，利用者の利便性等を考慮し，支部・出張所の見直しを検討していく。</p>

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。